

一般社団法人日本スラックライン連盟 公認インストラクター資格試験要綱

2022 年度改訂版

一般社団法人日本スラックライン連盟

目次

1. 目的	1
2. インストラクター資格試験概要	1
2-1. 公認インストラクターとは	1
2-1. 公認インストラクターに求める資質	1
3. インストラクター資格試験要項	1
3-1. 受験資格	1
3-2. 有効期間	2
3-3. インストラクター資格試験料	2
3-4. 公認インストラクター資格試験内容	2
4. インストラクター資格試験料	2
4-1. C級ライセンス 公認インストラクター資格試験料	2
4-2. B級ライセンス 公認インストラクター資格試験料	2
4-3. A級ライセンス 公認インストラクター資格試験料	2
4-4. S級ライセンス 公認インストラクター資格試験料	3
5. 公認インストラクター資格試験内容	3
5-1. C級ライセンス公認インストラクター資格試験内容	3
5-2. B級ライセンス公認インストラクター資格試験内容	4
5-3. A級ライセンス公認インストラクター資格試験内容	5
5-4. S級ライセンス公認インストラクター資格試験内容	6
6. 認定料および更新料について	6
7. 公認インストラクター特典	7
8. 試験環境	7

1. 目的

一般社団法人日本スラックライン連盟（Japan Slackline Federation）（以下、「JSFed」という。）が創設する JSFed 公認インストラクター資格試験（以下、「インストラクター 資格試験」という。）制度を実施し、その合格者に JSFed 公認インストラクター（以下、「公認インストラクター」という。）としてライセンスを発効することで、スラックラインの指導者の育成と資質およびスキルの向上を図り、スラックラインの安全性と遊戯性を高めつつスラックラインの振興に貢献することを目的とする。

2. インストラクター資格試験概要

インストラクター資格試験を全国各地にて不定期に実施し、次の各項すべてに該当する者をその合格者とし、公認インストラクターとしてのライセンスを発効するものとする。またその技術レベル、および指導実績等による熟練度に応じて、C級、B級、A級、S級の4種類のライセンスを発効するものとする。

2-1. 公認インストラクターとは

後項 3-1「受験資格」に該当する者であり、かつ各級に該当する 4.「インストラクター 資格試験料」を支払い、かつ後項に定める各級に該当する資格試験内容に合格した者を公認インストラクターとする。

2-2. 公認インストラクターに求める資質

- ・スラックライン学習者の技能レベルに応じ、安全かつ適切な練習方法の指導が出来る者。
- ・スラックライン学習者の技術レベル、運動能力、設置環境、設置方法に応じ、適切な安全管理、指導ができる者。

3. インストラクター資格試験要項

3-1. 受験資格

- a. 日本在住の日本スラックライン連盟の会員。
- b. 18歳以上の個人。（高校生は不可）
- c. 受験資格は個人を対象とし、各種法人、各種団体 または施設団体、その他グループまたはチーム単位での受験資格はないものとする。
- d. 受験日当日に受験会場に来ることができる者で、かつ日本語での受け答えができる者。
- e. 受験内容その他本書の内容を理解できる者。
- f. 下記の各級に該当する受験資格者。

3-2. 有効期間

a. 公認インストラクターとしての資格有効期間は1年間(4月1日から翌年3月31日迄)とする。ただし、年度途中に公認インストラクターの資格を取得した場合の初回の年度更新料は下記の通りとする。

- ・4月から12月の期間に資格取得した場合は、更新料は次年度より発生する。
- ・1月から3月の期間に資格取得した場合は、次年度の更新料は免除とし、次々年度より発生するものとする。

b. JSFed 会員及び公認インストラクターの更新を行わなかった場合、いかなる理由を問わず公認インストラクターの資格は失効されるものとする。

3-3. インストラクター資格試験料

各級におけるインストラクター資格試験料は、4. 「インストラクター資格試験料」に定める通りとする。

3-4. 公認インストラクター資格試験内容

各級におけるインストラクターの資格試験内容は、5. 「公認インストラクター資格試験内容」に定める通りとする。

4. インストラクター資格試験料

4-1. C 級ライセンス 公認インストラクター資格試験料

- ・資格試験料 6,000 円 (税込)
- ・実技試験に必要な該当する各級の技能検定料。
- ・認定料 7,000 円 (税込)
- ・更新料 3,000 円 (税込)

4-2. B 級ライセンス 公認インストラクター資格試験料

- ・資格試験料 5,000 円 (税込)
- ・実技試験に必要な該当する各級の技能検定料。
- ・認定料 7,000 円 (税込)
- ・更新料 5,000 円 (税込)

4-3. A 級ライセンス 公認インストラクター資格試験料

- ・資格試験料 7,000 円 (税込)
- ・実技試験に必要な該当する各級の技能検定料。
- ・認定料 7,000 円 (税込)
- ・更新料 7,000 円 (税込)

4-4. S 級ライセンス 公認インストラクター資格試験料

- ・資格試験料 9,000 円 (税込)
- ・実技試験に必要な該当する各級の技能検定料。
- ・認定料 7,000 円 (税込)
- ・更新料 9,000 円 (税込)、

※認定料および更新料は、インストラクター資格試験に合格した場合のみ発生するものとする。

※実技試験に必要な該当する各級の技能検定料については、別紙「一般社団法人日本スラックライン連盟公認スラックライン技能検定」に定める通りとする。

※実技試験に必要な該当する技能検定の級は下記の 5-1-b、5-2-b、5-3-b、5-4-b の項に記載。

※試験前に必要な技能検定を取得している場合、該当の技能検定料料金、実技試験は免除されます。

5. 公認インストラクター資格試験内容

公認インストラクターには、スラックラインの技術レベル、習熟度、指導実績等に応じて、C 級、B 級、A 級、S 級の 4 種類のライセンスを発効し、各ライセンスの資格試験内容は 次項の通りとする。

5-1. C 級ライセンス公認インストラクター資格試験内容

a. 受験資格

- ・前項 3-1 「受験資格」に該当する者。

b. 実技試験

- ・別紙「一般社団法人日本スラックライン連盟公認スラックライン技能検定」に定める「スラックライン基礎技能検定」の実技内容。
- ・本インストラクター資格試験を受ける以前に、スラックライン基礎技能検定をすでに取得している場合は、本実技試験は免除されるものとする。

c. 学科試験

- ・別紙「スラックライン安全マニュアル」の内容からの出題。

d. 実技指導講習

- ・スラックライン指導講習を受講。

5-2. B級ライセンス公認インストラクター資格試験内容

a. 受験資格

- ・前項 3-1「受験資格」に該当する者。
 - ・C 級ライセンスを取得した日から一年以上経過しており、かつC級ライセンスを一度以上更新している者。
 - ・C 級ライセンスを取得した日から換算して、スラックラインの体験会や教室等で累計6回以上の指導実績があること。
 - ・経歴、志望動機、指導実績等を記載した本人履歴書を提出し、事前書類審査に合格した者。
- ※書類審査は無料、書類の返送は原則行なわないものとする。

b. 実技試験

- ・別紙「一般社団法人日本スラックライン連盟公認スラックライン技能検定」に定める「スタティック技能検定」、「バウンス技能検定」、「ロングライン技能検定」の下記に該当する各級の実技内容。
- ・下記に定める(a)、(b)、(c)、(d)いずれかの組み合わせにて実技試験を行なうものとし、受験者が試験当日にいずれかを選択できるものとする。

(a) スタティック 3 級 + バウンス 3 級 + ロングライン 3 級

(b) スタティック 3 級 + ロングライン 2 級

(c) スタティック 3 級 + バウンス 2 級

(d) スタティック 2 級 + バウンス 3 級

※スタティック・・・スタティック技能検定

※バウンス・・・バウンス技能検定

※ロングライン・・・ロングライン技能検定

- ・本インストラクター資格試験を受ける以前に、前項に当てはまる技能検定の一部または全部をすでに取得している場合は、該当する実技試験は免除されるものとする。

c. 学科試験

- ・別紙「スラックライン安全マニュアル」の内容からの出題。

d. 実技指導講習

- ・スラックライン指導講習を受講。

5-3. A級ライセンス公認インストラクター資格試験内容

a. 受験資格

- ・前項 3-1「受験資格」に該当する者。
 - ・B級ライセンスを取得した日から一年以上経過しており、かつB級ライセンスを一度以上更新している者。
 - ・B級ライセンスを取得した日から換算して、スラックラインの体験会や教室等で累計 12 回以上の指導実績があること。
 - ・経歴、志望動機、指導実績等を記載した本人履歴書を提出し、事前書類審査に合格した者。
- ※書類審査は無料、書類の返送は原則行なわないものとする。

b. 実技試験

- ・別紙「一般社団法人日本スラックライン連盟公認スラックライン技能検定」に定める「スタティック技能検定」、「バウンス技能検定」、「ロングライン技能検定」の下記に該当する各級の実技内容。

・下記に定める(a)、(b)いずれかの組み合わせにて実技試験を行なうものとし、受験者が試験当日にいずれかを選択できるものとする。

(a) スタティック 2 級 + バウンス 2 級 + ロングライン 2 級

(b) スタティック 1 級 + バウンス 3 級 + ロングライン 1 級

・本インストラクター資格試験を受ける以前に、前項に当てはまる技能検定の一部または全部をすでに取得している場合は、該当する実技試験は免除されるものとする。

c. 学科試験

- ・別紙「スラックライン安全マニュアル」の内容からの出題。

d. 実技指導講習

- ・スラックライン指導講習を受講。

5-4. S級ライセンス公認インストラクター資格試験内容

a. 受験資格

- ・前項 3-1「受験資格」に該当する者。
- ・A級ライセンスを取得した日から一年以上経過しており、かつA級ライセンスを一度以上更新している者。
- ・A級ライセンスを取得した日から換算して、スラックラインの体験会や教室等で累計 24 回以上の指導実績があること。
- ・経歴、志望動機、指導実績等を記載した本人履歴書を提出し、事前書類審査に合格した者。

※書類審査は無料、書類の返送は原則行なわないものとする。

b. 実技試験

- ・別紙「一般社団法人日本スラックライン連盟公認スラックライン技能検定」に定める「スタティック技能検定」、「バウンス技能検定」、「ロングライン技能検定」の下記に該当する各級の実技内容。
- ・下記に定める(a)の組み合わせにて実技試験を行なうものとする。
(a)スタティック 1 級 + バウンス 1 級 + ロングライン 1 級
- ・本インストラクター資格試験を受ける以前に、前項に当てはまる技能検定の一部または全部をすでに取得している場合は、該当する実技試験は免除されるものとする。

c. 学科試験

- ・別紙「スラックライン安全マニュアル」の内容からの出題。

d. 実技指導講習

- ・スラックライン指導講習を受講。

6. 認定料および更新料について

本資格試験の合格者は、4.「インストラクター資格試験料」に定める認定料および更新料が発生するものとし、その認定料および更新料を支払うことで、JSFed 公認インストラクター 資格を有する者として JSFed がそれを認定し、7.「公認インストラクター特典」に定める 特典を付与するものとする。ただし、別紙「日本スラックライン連盟 個人会員規定」に定める JSFed の正会員である場合に限る。また更新料の発生については、3-2.「有効期限」に定める通りとする。さらに実技試験において合格した該当する技能検定においても、別紙「一般社団法人日本 スラックライン連盟公認スラックライン技能検定」に定める認定料が発生するものとする。

※更新用振込用紙の再発行には手数料(1000 円)がかかります。

7. 公認インストラクター特典

公認インストラクターには次項に定める特典を付与するものとする。

- ・公認インストラクターの各級に応じたライセンスカードと認定証の発行。
- ・公認インストラクターの氏名を JSFed のホームページに掲載し、活動を支援する。
- ・公認インストラクターに対し指導マニュアルの配布。
- ・教育現場、自治体等への講師として優先的に派遣する。
- ・公認インストラクタースキルアップ講習会への参加資格を付与する。
- ・公認インストラクターによる情報交換および交流の機会を提供する。

8. 試験環境

- ・JSFed 認定する検定員 2名以上によって、公正に執り行われるものとする。
- ・技能検定で設置するスラックラインの設置環境は試験会場によって異なるものとし、受検者は検定員が設置するスラックライン環境に従うものとする。

初版 2015 年 4 月 1 日
改訂 2017 年 4 月 21 日
改訂 2022 年 6 月 29 日

作成者

一般社団法人日本スラックライン連盟 教育部 大杉徹

修正者

一般社団法人日本スラックライン連盟 総務課 木村郁雄

確認者

一般社団法人日本スラックライン連盟 教育部 草刈宏之

一般社団法人日本スラックライン連盟 教育部 須藤直美

一般社団法人日本スラックライン連盟 教育部 藤原伸夫

一般社団法人日本スラックライン連盟 教育部 八木橋大勝